

一般社団法人山形県病院薬剤師会 研修会および講演会等開催規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山形県病院薬剤師会（以下「本会」という。）が関わる研修会および講演会等の開催に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

1. 「催し」とは、研修会および講演会等をいう。
2. 「主催」とは、催しの開催の主体となり、その催しを開催することをいう。
3. 「共催」とは、複数の団体が催しの主体となり、共同でその催しを開催することをいう。
4. 「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、その趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。協賛金または労務提供等の負担を伴い、後援に比べてその催しへの関与の度合いの程度が大きい場合をいう。
5. 「後援」とは、その催しの趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合をいう。

(承認)

第3条 本会が催しを主催する場合には、理事会の承認を受ける。

2. 本会が催しを共催、協賛もしくは後援する場合には、会長の承認を受ける。

(参加費)

第4条 本会が催しを主催もしくは共催する場合には、研修会および講演会等を運営するための費用（プログラムの作成、開催案内、参加申し込み、参加者の掌握等にかかる労務費）と研修認定に係る費用（研修認定申請料、認定シール送付料、労務費等）として、参加者から参加費800円を徴収する。ただし、参加者が本会の会員の場合および非会員でも受講のみの場合には参加費は徴収しない。

2. 本会の会員が演者、座長、司会等の場合、当該者は参加者とみなす。（参加申し込みを行うこと）
3. 他団体と共に催する場合に、共催団体の参加費の設定により、参加料を上乗せする場合がある。

(共催費)

第5条 本会が催しを第三者と共に催する場合には、研修会および講演会等を運営するための費用（プログラムの作成、開催案内、参加申し込み、参加者の掌握等にかかる労務費）として、別表1に定める共催費を共催者より徴収する。

2. 日本病院薬剤師会、東北病院薬剤師会、日本薬剤師会、山形県薬剤師会、地区薬

剤師会等の薬剤師会団体、および国、地方自治体、その他会長が認める団体については、共催費徴収の除外とする。

3. 共催する団体が本会および前項にあげる団体以外に複数存在する場合、共催費の徴収はいずれか一者の共催者からのみ徴収する。

4. 共催費には研修認定に係る費用は一切含まない。

(手続き)

第6条 本会が第三者より共催の依頼を受けた場合には、原則として、概ね開催日の2ヶ月前までに、その依頼者から、別に定める書式（研修会および講演会に関する共催・協賛・後援依頼書）を用いて、趣旨、対象者、内容等を記載し、事務局への提出を求める。

2. 本会が第三者より協賛もしくは後援の依頼を受けた場合には、原則として、概ね開催日の2ヶ月前までに、その依頼者から、別に定める書式（研修会および講演会に関する共催・協賛・後援依頼書）を用いて、趣旨、対象者、内容等を記載し、事務局へ提出を求める。

(規程の改廃)

第7条 本規程は、理事会の議決を経て定める。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決により細則等で定める。

附則

この規程は、一般社団法人山形県病院薬剤師会の設立の登記の日から施行する。

令和4年8月2日、一部改訂

令和4年10月27日、一部改訂

別表1

◎基本メニュー

研修会区分	開催形式	共催費
A	共催	20,000円（賛助会員）
B	共催	35,000円（非賛助会員）
C	協賛	0円
D	(名義)後援	0円

◎オプションメニュー（集合研修形式で、サテライト会場を設定する場合）

研修会区分	開催形式	共催費
S	共催	10,000円（追加）